第2次宇部市空家等対策計画

<令和3年度~7年度>

宇部市

令和3年4月

目 次

序章	空家等対策	計画の	策员	官に	あり	たつ	7		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	計画策定の	背景	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	市における	空家等	に厚	[]連	する	る取	組	み	0	経	緯			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1	章 空家等対	常計画	の基	基本	事」	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	計画の目的	j • •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	計画の位置	付け	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	対象とする	空き家	等0	り種	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	計画期間	• • •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5	SDG s と	の関係		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2	章 市の現状	ひなな	家鱼	色の	生色	能	•	•	•	•	•			•	•			•				•		4
1	位置、人口		•	, ,	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	4
2	人口の推移		• •				•	•	•			•				•				•	•	•		5
3	全国及び宇		空き	き家	אנים:	比 沪		•	•			•				•				•	•	•		5
4	これまでの		• •	- 2	. V ⊅ 1 ₁	• •	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•				•		10
5	現状と課題		め				•		•	•	•			•	•			•				•		11
	J = V + = 1/1/1/2																							
第3	章 空家等対	策の基	本事	事項			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	13
1	対象とする	区域	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
2	基本目標		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
3	基本方針		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
4	空家等の対	* *	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	対策の方向]性<現	状、	問	題,	点、	課	題	>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
笙 Δ	章 空家等対	・第の梅	筈	(協	答言	計画	î)		•			•								•	•			16
77 T	中 一 上 禁 中 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		•																					16
2	発生抑制																							
3	通切な管理																							
3 4	過 切 な 官 垤 利 活 用 ・		! ·																					23
4 5	管理不全な																							
6	で家等対策	-																						
U	全 多 守 刈 凩	マノ心界	ょんく	_ (X)	ソメし	ノ ` 1 】	剉儿		Щ		•	•	•	•	•	-	-	-	•	•	•	•	•	41

第	5	草		美加	陋	本記	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	1	;	実	施信	本	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	2		関	係音	部	習	• 7	幾	関		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
第	6	章		その	の作	也		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
		:		•	-																														
	2	į	計	画の	刀材	倹言	正	と.	見	直	し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
資	料	·編			•	•	•	•			•	•				•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•				•	33

※本計画における用語

本計画において、「空家」と「空き家」の表記がありますが、以下の基準に基づいて記載しました。

- ・「空家」・・・法律用語等で定められているもの 例)空家等対策の推進に関する特別措置法、特定空家等、空家等対策計画、空家等 対策協議会など
- 「空き家」・・・その他記載

序章 空家等対策計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化などにより、居住その他の使用がされていない空き家等が年々増加しています。このなかには、適正に管理されず、放置され、 周辺の住環境に悪影響を及ぼすものも生じてきています。

適正に管理が行われていない空き家については、安全性の低下、公衆衛生の悪化、 景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼ します。

このため、生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)が完全施行されました。空家法においては、空き家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が、空き家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置付けられています。

2 市における空家等に関する取組みの経緯

本市においては、国の動きに先行し、平成24年10月から「宇部市空き家等の適正 管理に関する条例」を施行し、空き家等の問題に取り組んできました。

そして、この新たな空家法の規定を補完するため、「宇部市空家等対策の推進に関する条例」(平成 27 年条例第 45 号。以下「空家条例」という。)として、平成 27 年 12 月に全面改正し、平成 28 年 1 月 1 日から施行しました。

これらの経緯を踏まえ、空家法及び空家条例に基づき、平成28年11月に「宇部市空家等対策計画」を策定し、各種施策を展開してきました。今後も、空き家等の増加とともに空き家問題の深刻化が見込まれる中、総合的な空き家等対策をより一層推進するため、計画の改定を行います。

第1章 空家等対策計画の基本事項

1 計画の目的

市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することにより、まちづくりの活性化を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条に規定する空家等対策計画として、宇部市空家等対策協議会 (以下「協議会」という。)での協議を踏まえ策定しました。

本計画は、行政内部の関係部署だけでなく、地域住民や大学、法務、建築、不動産等の関係団体が連携協働して取り組む総合的な空き家等対策の方向性を提示するものです。

また、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市にぎわいエコまち計画」 等の関連計画と整合性を図り、計画を推進していきます。

3 対象とする空き家等の種類

空家等は、空家法第2条第1項に次のように規定されています。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって 居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その 他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又 は管理するものを除く。

空き家の中でも、長屋建・共同住宅・その他の空き家については、「賃貸用の住宅」や「売却用の住宅」が多くを占めており、これらの空き家は市場での流通等がなされている可能性が高いものと考えられます。一方で、一戸建の空き家については、賃貸用や売却用等にも該当しない「その他の住宅」の空き家が多くを占めているのが現状です。

したがって、本計画の対象とする空き家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する「空家等」のうち、<u>一戸建ての空き家</u>を対象とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、計画内容について必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
総務省	実施	0					0		
住宅・土地 統計調査	公表		0					0	
空き家実態調	問査			0					0
宇部市空家等	Ē								
対策計画									

図(1-1) 計画期間

5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の2つの目標について関連性が深いため、計画を推進することによりこれらの目標を達成し、持続可能な社会の実現に寄与します。



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包括的、安全、強靭かつ持続可能にする



17. パートナーシップで目標を達成しよう

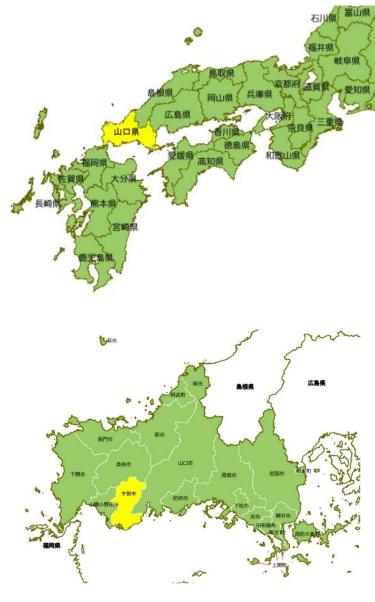
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 市の現状及び空家等の実態

1 位置・人口・面積

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、 北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

人口は、平成 16 年に楠町と合併し 163,544 人 (男:78,113 人/女:85,431 人)(令和 2 年 4 月 1 日現在)で、面積は約 287 km²となっています。



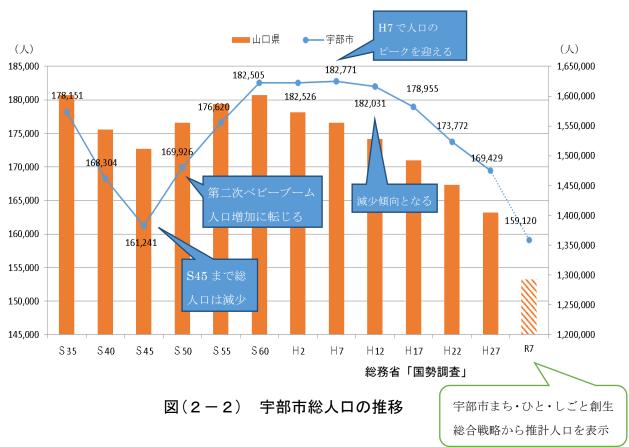
図(2-1) 位置図

「国土交通省地価公示・都道府県地価調査」(国土交通省)を加工して作成

2 人口の推移

宇部市の人口は、高度経済成長期である、昭和35年から昭和45年にかけて減少しましたが、昭和45年以降の第二次ベビーブームの到来などにより、人口は増加に転じ、以降、平成7年でピークを迎えました。

昭和60年から平成7年にかけては、おおむね横ばいで推移していましたが、平成7年以降に減少傾向となりました。平成16年に楠町と合併したものの、人口減少に歯止めがかからず、今後も減少することが予測されています。



3 全国及び宇部市の空き家の状況

(1) 総務省住宅・土地統計調査の概要

総務省住宅・土地統計調査(以下「住宅・土地統計調査」という。)とは、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするため、5年ごとに国が行う調査です。

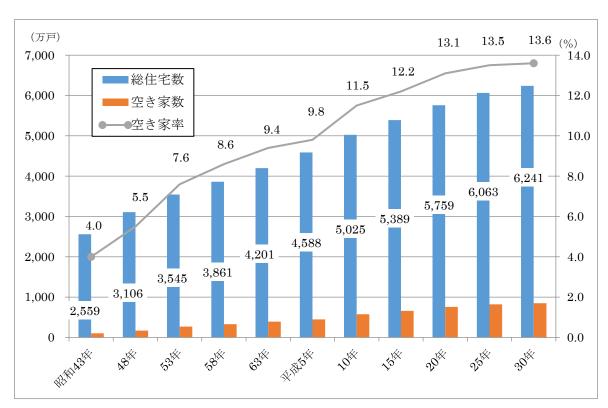
この調査は抽出調査であり、結果の数値は推計値です。

この調査における「空き家」には、マンション等の集合(共同)住宅の「空き室」が1戸と数えられています。[空家法の規定する「空家等」は、集合(共同)

住宅の全ての住戸が空き家となった場合に「空家等」とみなすため、住宅・土地 統計調査における「空き家」とは定義が異なります。〕

(ア) 全国の状況

住宅・土地統計調査によると、平成30年調査による全国の総住宅数は6,241万戸と、5年前に比べ、178万戸(2.9%)増加し、空き家数は849万戸と、5年前に比べ、29万戸(3.5%)増加、空き家率(総住宅数に占める割合)は、13.6%と0.1ポイント上昇し、過去最高となっています。



図(2-3) 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移 -全国(昭和43年~平成30年) -出典 住宅・土地統計調書結果の概要

(イ) 宇部市の状況

平成30年住宅・土地統計調査による宇部市の住宅総数は85,410戸で、5年前に比べ、490戸減少し、空き家数(共同住宅等の賃貸及び売却用の空き家を含む)は14,030戸と5年前に比べ、570戸減少しており、空き家率 は0.6ポイント下

降しています。また、平成30年時点の空き家率は16.4%で、山口県より低いものの、全国より高い割合となっています。

表(2-1) 住宅・土地統計調査による宇部市の状況

	空き家率(空き家数)					
	平成 25 年 平成 30 年						
宇部市	17.0% (14,600戸)	16.4% (14,030 戸)					
山口県	15.6% (114,400 戸)	17.6% (126,800 戸)					
全国	13.5% (8,195,600戸)	13.6% (8,489,000 戸)					

表(2-2) 住宅・土地統計調査による宇部市の空き家の種類別の状況

〔単位:戸〕

	空き家	家総数	一戸	建て	長屋建・共同	司住宅・その			
空家の種類			,		他				
	平成 25	平成 30	平成 25	平成 30	平成 25 年	平成 30 年			
	年	年	年	年	十八 25 十	十八 30 十			
二次的住宅	1,060	200	750	100	310	100			
賃貸用の住宅	7, 160	7, 500	390	280	6, 760	7, 220			
売却用の住宅	1, 210	330	260	260	950	80			
その他の住宅	5, 180	5, 990	4, 110	4, 820	1, 070	1, 180			
計	14, 600	14, 030	5, 510	5, 460	9, 090	8, 570			

⁽注) 調査結果は標本調査に基づく推計であり、1位の桁は四捨五入されている。

空き家総数は減少している中、一戸建て空き家のうち、二次的住宅、賃貸用の住宅及び売却用の住宅を除いた「その他の住宅」は、平成25年と比較して17.3%増加しており、平成30年では一戸建て空き家全体の88%を占めています。「その他の住宅」は、そのまま放置すると特定空家等になるおそれがあるため、利活用の促進や適正な管理に向けた周知・啓発が必要です。

表(2-3) 住宅・土地統計調査による宇部市の高齢者単身世帯数等の状況

〔単位:世帯〕

	高齢者世帯国	半 身世帯数	持ち家世帯数					
	平成 25 年	平成 30 年	平成 25 年	平成 30 年				
宇部市	10, 320	10, 990	7, 150	7, 270				
全 国	5, 517, 400	6, 380, 300	3, 621, 800	4, 224, 900				

平成30年の65歳以上の高齢者単身世帯は、10,990世帯(持ち家率は66.2%)で、平成25年と比較すると670世帯増えており、高齢者単身世帯への空き家発生未然防止の取り組みが重要となっています。

(2) 空き家実態調査の結果

宇部市が令和2年に行った上水道の一戸建住宅長期〔1年以上〕休止栓データに基づく空き家実態調査による一戸建の空き家の状況は下表のとおりです。

表(2-4) 上水道の一戸建住宅長期〔1年以上〕休止栓データ

地域名	件	数	hh kit 성	件	数
世	平成25年	平成 30 年	地域名	平成 25 年	平成30年
東岐波・	01/	771	市内東部	9 779	2 520
西岐波地区	814	771	(真締川以東) ※1)	2,772	3, 532
市内西部	1 170	1 224	厚南地区	000	1 051
(真締川以西) ※2)	1, 172	1, 334	※ 3)	882	1, 051
北部地区	000	400	A =1	C 000	7 101
※ 4)	383	433	合 計	6, 023	7, 121

※1): 恩田、岬、見初、神原、琴芝、上宇部、常盤、川上の8校区

※2):新川、鵜の島、藤山、小羽山の4校区

※3): 厚南、原、西宇部、黒石の4校区

※4): 小野、厚東、二俣瀬、船木、万倉、吉部の6校区

本調査の目的は、宇部市全域の一戸建の空き家の分布状況及び件数、外観上の状態を把握するものです。

居住の有無は調査員が外観を調査し、主に次の基準により判断したもので、その結果は下表(2-5)のとおりです。

- ・郵便受けにチラシやDMが大量に溜まっている
- ・窓ガラスが割れたまま、カーテンがない、家具がない等
- ・門から玄関まで雑草が繁茂していて、出入りしている様子がない
- ・売り・貸し物件の表示がある
- ・電気等のメータが動いていない、取り外されている
- プロパンガスのボンベが取り外されている など

表(2-5) 宇部市空き家実態調査による一戸建空き家数(単位:戸)

地 域 名	平成 28 年	令和2年	増減数	伸び率
東岐波・西岐波地区	235	273	38	1. 16
市内東部(真締川以東)	968	1, 293	325	1. 34
市内西部(真締川以西)	408	493	85	1. 21
厚南地区	281	373	92	1. 33
北部地区	183	156	△27	0.85
승 計	2,075	2, 588	513	1. 25

一戸建て空き家は、宇部市全域に分布しています。また、北部地域を除き、一戸建て空き家数は増加しており、なかでも、市内東部(真締川以東)と厚南地区の伸び率が大きくなっています。

4 これまでの取組

(1) 空き家等に関する対応状況

宇部市に寄せられた相談や苦情を基に対応を行った空き家等の件数は、平成 24 年度から令和元年度までの5年間で延べ454件となっており、このうち家屋の除却や草木の伐採など改善が見られたものは134件となっています。

空き家等に関する苦情・相談及び改善件数の推移 (単位:件)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	計
苦情·相談件数	87	77	87	83	120	454
うち改善件数	32	21	24	21	36	134

(2) 特定空家等の対応状況

平成28年度に特定空家等に認定した8棟の対応状況は、次のとおりです。

内容	実施年度	実施数
略式代執行により解体	平成 28~30 年度	5棟
行政代執行により解体	令和元年度	2棟
仮囲いにより危険状態を改善	平成 30 年度	1 棟

(3) 施策事業の取組状況

						(単位:件)
施策事業名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	備考
お試し居住		13	14	16	16	計59
宇部市UIJターン奨励助成金		35	91	78	66	計270
住宅情報バンク(登録件数)	9	189	34	72	50	計354
住宅情報バンク(マッチング件数)	5	71	17	31	49	計173
空き家であなたの夢実現プロジェクト (令和元年共創の まちづくり推進事業助成金に事業変更)		1	1	1		計3
共創のまちづくり推進事業助成金					0	
住宅情報バンク中山間地域登録推進補助金		8	1	4		H30で廃止
空き家家財撤去費の助成	1					H27で廃止
中山間地域移住者用住宅改修費の助成	4	7				H28で廃止
中央町地区の空き物件の改修費、家賃の一部補助	3	1	3	2	5	計14
中心市街地空き店舗改修費補助	5	2	3	2	-	計12
うべ空き店舗ナビ(保守管理業務のみ)	-	-	-	-		H30で廃止

- ・ お試し居住の運営やUIJターン奨励金交付、また、中山間地域については、住宅 改修費の補助や住宅情報バンクへの登録促進を目的とした奨励金交付を行うこと で、移住定住者の促進につなげました。
- ・ 住宅情報バンクについては、平成27年度から令和元年度末までに354件の空き家が登録され、うち173件が利活用されました。
- ・ 中央町地区の中心市街地では、空き物件の改修費の一部を補助することで、飲食 店、美容室など14件のリノベーションにつなげました。
- ・ 地域交流の活性化や地域コミュニティの再生などを目的とした空き家の改修費の一 部を補助し、これまで地域交流施設など3件のプロジェクトが実現しました。
- ・ 本市では、地域の活性化や移住定住の受け皿という2つの視点で空き家の利活用を 促進しており、一定の成果を上げているため、今後も継続実施していく必要があり ます。
- 利活用が困難な老朽空き家については、解体促進と跡地の活用につながる施策が必要となっています。
- ・ その他、空き家の適正管理や発生抑制を図るため、空き家セミナーや出前講座、固 定資産税納税通知書送付時のお知らせ文同封などを行っていますが、今後も引き続 き、取組を強化していく必要があります。

5 現状と課題のまとめ

(1) 空き家の情報収集とデータベース化

空き家に関する総合相談窓口(空き家110番)を都市政策部住宅政策課及び各地区のふれあいセンターに設置し、空き家の情報収集や対応をしていますが、相談件数は増加傾向にあります。また、空き家の利活用や発生抑制などを担当している関係部署と連携して空き家対策に取り組むため、空き家に関する情報のデータベース化を進め、情報を共有していく必要があります。

(2) 空き家の発生抑制

令和2年の空き家実態調査によると、一戸建て空き家の件数は2,588戸で、前回調査時(平成28年)よりも513戸増加しています。また、住宅・土地統計調査によると、高齢者単身世帯も5年間(平成25年と30年の比較)で670世帯増加しており、今後も増加が見込まれることから、新たな空き家等の発生を抑制する取組が必要です。

(3) 空き家の適正管理

管理不全な空き家等に対する苦情や相談は年々増加してきています。所有者等や相続人が遠方に居住しているため、空き家等の状況把握や維持管理が難しかったり、所有者等の高齢化が進み、特に単身者世帯では、施設入所、死亡時の相続放棄などにより所有者等が不在となるケースや、相続登記がされておらず、所有者が不明であることにより、空き家等が適切に管理されず放置されるケースが見受けられます。

こうしたことから、所有者等に対する空き家等の適切な管理に関する情報提供や管理意識の醸成、住環境への悪影響を解消するための対策が必要です。

(4) 空き家の利活用

平成30年の住宅・土地統計調査によると、二次的住宅及び賃貸・売却用の住宅を除いた「その他の住宅」は一戸建て空き家の88%を占めています。これらの住宅は、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれがあります。

こうしたことから、使用目的のない空き家については有効活用や流通を促進するなどの対策が必要です。

第3章 空家等対策の基本事項

1 対象とする区域

令和2年に実施した空き家実態調査の結果、宇部市全域に空き家が分布していることから、宇部市全域を空き家等に関する対策の対象とする地区とします。

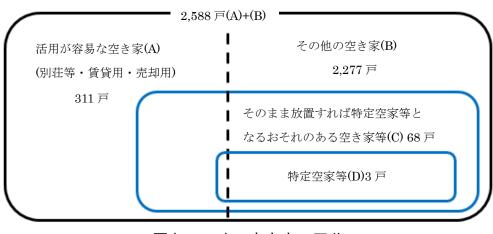
2 基本目標

市民が安心・安全に暮らすことができる快適な生活環境の形成を目指します。

3 基本方針

第2章図(2-2)のとおり、本市の人口は今後も減少することが予測されていることから、空き家が増加することが想定されますが、空き家の管理等の状況は様々なため、画一的な対策を行うことは望ましくありません。

空き家は、住宅・土地統計調査の類型によると、二次的住宅(別荘その他)、賃貸用の住宅及び売却用の住宅(以下これらを「活用が容易な空き家」という。)及びその他の空き家に分けられ、活用方法や空き家の管理の状況により、下図(3-1)のように区分されると考えられます。



図(3-1) 空き家の区分

(1) 発生抑制

上図Aの空き家は、所有者等や宅地建物取引業者等が管理している場合が多く、 また居住等により建築物が活用される状態に移行しやすく、空き家の所有者等が自 らの責任により的確に対応している状態です。

(2) 利活用促進

前頁図(3-1) Bの空き家は、所有者等が管理を実施していない場合があり、 そのまま放置すれば特定空家等となるおそれのある空き家等(同図C) や特定空家 等(同図D) に移行しやすいため、空き家の所有者等に適正な管理や利活用など対 応を促す必要がある状態といえます。また、相続手続きが行われていないこともあ ります。

(3) 自主的改善の促進

前頁図CやDの空き家等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているため、第一義的には所有者等が自ら空き家の状態に応じ、修繕や除去等により的確に対応する必要がありますが、管理責任を全うしない場合においては、所有者等に対して指導等の必要な措置を行い、改善を促します。

(4) 特定空家等への適切な対応

改善がなされず、周辺の生活環境に悪影響の度合い及び危険度等の切迫性が高い 場合は、必要に応じて市が代執行を行う等、空き家の状態に応じた対応が必要です。

4 空家等の対策

現状と課題のまとめから、対策の方向性を以下のとおり整理しました。

対策の方向性〈現状、問題点、課題〉

		宗、 环烟/	ı		
方 向 性	情報収集	発生抑制	適切な管理・流通	利活用	管理不全 な空家等 の 対 策
	・苦情・相	高齢者の	適切に管	様々な助	• 苦情件数
	談件数の増	持ち家率が	理されてい	成制度を設	に対する改
現状	により情報	高い	る空き家は	けている	善率は約3
	量が増加		市場で流通		割
			している		
	空き家に	・高齢化に	・空家は早	・利活用に	・所有者の
	関する情報	より今後も	期に流通さ	関する支援	管理者意識
	の整理が十	空家の増加	せないと活	策の周知が	・所有者不
	分ではない	が予想され	用が困難と	十分ではな	明や相続放
		る	なる。	V	棄
					・管理に要
問題点					する費用負
					担が経済的
					に困難
					接道がな
					い等の理由
					で解体が困
					難
	・データベ	・高齢者に	・内容に応	• 所有者等	・所有者に
	ースの整備	向けた情報	じた専門家	に向けた積	よる自主的
	• 関係部署	提供	等による対	極的な情報	な改善の促
課題	による情報	・庁内の福	応が必要	発信	進
H/A ACE	共有	祉部門、関		・所有者と	• 特定空家
		連事業者等		地域団体等	等の所有者
		と連携した		のニーズの	に対する適
		啓発		マッチング	切な措置

第4章 空家等対策の施策

1 情報収集

(1) 基本的な考え方

空き家に関する実態調査、個別調査、立入調査の結果や空き家等に関する情報を 収集・整理するとともに、空き家等に関するデータベースを整備します。

(2) 施策の展開

(ア)調査の種類及び概要

空家等対策計画における空き家等の調査を実施し、情報を収集します。

調査		概要		
① 実態記	調査	市内全域の空き家を対象とし、その所在地を調査し、空き家		
		等対策の基礎資料とする。		
② 個別記	調査	空家条例第4条第2項に基づく情報提供のあった空き家等		
		を対象とし、空家法第9条第1項に定めるその所在地・外観・		
		所有者等の調査を行う。		
③ 立入詞	調査	空家法第9条第2項に定める調査を行い、特定空家等である		
		か否かの判定をするため及び特定空家等に対する措置の内		
		容を検討するための資料とする。		

① 実態調査

目的	空家等対策の基礎資料	
調査実施者	市職員又は調査業務受託者	
実施対象空き家等	市内全域	
実施期間	概ね5年ごと又は適宜に実施予定	
調査方法	敷地外からの外観調査	
調査内容	空き家等の所在地等	
その他	住宅・土地統計調査の実施年(5年ごと:前回は平成30年に	
	実施し、令和元年に結果公表)を踏まえ、計画見直しに応じ	
	て実施する。	

② 個別調査

目的	空家法及び空家条例の施行	
調査実施者	市職員	
実施対象空き家等	空家条例第4条第2項に基づき市に情報提供のあった空き	
	家等	
実施期間	随時	
調査方法	空家法第9条第1項による調査及び同法第 10 条第1項及び	
	第3項による所有者等に関する情報の利用	
調査内容	空き家等の所在地・外観の状態・所有者等	

③ 立入調査

目的	特定空家等であるか否かの判断・措置の内容	
調査実施者	市職員	
実施対象空き家等	実態調査及び個別調査実施分の空き家等のうち特定空家等	
	(認められる可能性のあるものを含む)	
実施期間	随時	
調査方法	空家法第9条第2項による立入調査	
調査内容	特定空家等判断基準に基づく立入調査	

(イ) 空き家等に関するデータベースの整備

5年に1度実施する実態調査の結果や空家法第 14 条の措置又は空家条例第 5 条の助言指導の実施状況のほか、住民からの情報や関係部署が把握している情報を収集・整理し、データベース化を実現します。

2 発生抑制

(1) 基本的な考え方

空家法第3条において、「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、空き家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものです。 そこで、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、様々な機会をとらえて広く情報提供を行います。

また、空き家等の利活用についての相談等、所有者等からの様々な分野の相談に対応できる体制を整備します。

(2) 施策の展開

(ア) 空き家等の予防対策の促進

新たな空き家等の発生を抑制するため、現在住んでいる住宅や将来、相続等で所有することになる住宅が空き家等にならないよう、セミナー・相談会の開催や情報提供、住宅の長寿命化に向けた支援を行います。

- ① 地域や専門家団体等と連携した高齢者世帯への住宅の終活についての啓発 新
- ② 空き家の発生を未然に防ぐため、終活サポートの機会を活用した情報収集や出前 講座の実施
- ③ 自治会、民生委員、ケアマネジャーと連携し、高齢者等が施設入所し空き家が発生した場合の市への情報提供及び空き家の庭木などの伐採等に係る承諾 新
- ④ 住宅の長寿命化に向けた支援
 - ・住宅の改修・維持等に関する情報提供や相談、セミナーの実施
 - ・耐震化に対する支援の実施新
- ⑤ 関係団体等と連携した空き家セミナー・相談会の実施 拡
 - ・関係団体等とタイアップし、相続や成年後見人制度、民事信託等に関する情報提供や相談、セミナーの実施を拡充
- ⑥ 民間事業者と連携した空き家等管理の推進 新
 - ・民間事業者との連携により、空き家等の見守りや管理を推進
- ⑦ 相続登記の推進 新
 - ・所有者の死後、管理者や所有者が不明確になることが管理不全な空き家発生の要

因のひとつになっているため、相続発生時に速やかに名義変更をするよう、働き かけを行う。

- ⑧ 空家等所有者のニーズ調査 新
 - ・空家等の所有者に利活用等に関するニーズ調査を行い、関係団体等とのマッチングにつなげる。

(イ) 普及啓発

- ① リーフレットや冊子を活用した意識啓発空き家の所有者等である方への普及啓発として、「パンフレット」等により周知を図ります。
- ② 固定資産税等の納税通知書の送付に併せた空き家等関連情報の発信 固定資産税等の納税通知書に「お知らせ」文を同封し周知を図ります。
- ③ 相続における税控除や住宅耐震化に係る支援制度の情報発信 空き家等を相続した後に譲渡した場合の空き家等の発生を抑制するための特例 措置や市の住宅耐震改修・リフォーム工事助成制度等を周知し、空き家となる 前の段階での活用を促進します。





☆ 空き家になったら、早く対応することが重要です!

愈居住中から空き家になったとき

空き家についての情報を



市内には住宅85,410戸中、14,030戸(16,4%)が空き家と推定されています。 今後は65歳以上の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の住宅も年々増加し、更に空き家が 増加することが予測されます。

空き家も有効活用することで、貴重な資産に生まれ変わります。

◆空き家の適正管理・利活用、空き家の発生未然防止に関する相談を お受けします。

※各ふれあいセンターでも情報提供をお受けします。

空き家110番 住宅政策課

TEL 0836-34-8252

FAX 0836-22-6049

◆「住宅情報バンク」

空き家を賃貸・売却したい方と空き家を探している方をマッチングします。

宇部市内に空き家を所有されている方で、住宅情報バンクに物件の登録を希望される 方は、物件登録申込書をご提出ください。

市職員が現地を確認し、市ホームページの中で空き家の情報発信を行います。

※住宅情報バンクで取り扱う個人情報については、あらかじめ同意を得ている場合のみ第三者に 提供します。(宇部市住宅情報バンクの目的の範囲内でのみ使用させていただきます。)

※市は、情報提供の業務のみを行い、契約等については一切関与しません。

宇部市 住宅情報バンク

検索

移住定住推進課

TEL 0836-34-8480

▶空き家等の適正な管理は所有者等の責務です。

管理不全の建物や敷地は、周辺への住環境の悪影響や火災の発生源、犯罪の誘発に つながるなど多くの問題を発生させます。



住宅の戸締りを行うとともに、敷地内の草木が繁茂しないようにしてください。

- ●適正に管理されていない空き家等の所有者等に対して、法律や条例に基づき改善を 図るよう助言・指導等を行います。
- ●改善を図らず放置し続けている所有者等に対して、税制上の措置(固定資産税等の 住宅用地特例の除外)を講ずる場合があります。

3 適切な管理・流通

(1) 基本的な考え方

空き家等及び除去した空き家等に係る跡地(以下「空き家等の跡地」という。)は、 所有者等の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な財 産です。

所有者等に対して、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及 びまちづくりにもつながります。

そこで、本市では、市内の空き家等及び空き家等の跡地に再び「人」と「価値」 を呼び戻すことを目的に様々な取り組みを実施し、活用を促進します。

(2) 施策の展開

住宅の流涌促進

- ① 中古住宅市場の活性化に向けた環境整備
 - ・住宅情報バンクによる空き家物件等の情報提供
 - ・賃貸住宅の管理運営に関する情報提供や相談の実施
- ② 0円物件サイトの情報提供 新
 - ・無償譲渡を希望する空き家所有者等への情報提供
- ③ 地域課題やニーズに応じた空き家の利活用
 - ・子育てや福祉サービス、地域コミュニティ等の地域ニーズと空き家所有者とのマッチング
 - ・空き家の活用方法を公募し、優れた提案に対し施設改修費等を補助
- ④ 空家等の流通促進を目的とするプラットホームの構築 新
 - ・流通困難な空き家の流通促進を図るため、不動産、建築、法律、金融などの専門 家による「プラットホーム」の構築を進めていきます。



参考:生駒市の空き家流通促進

プラットホーム

4 利活用

(1) 基本的な考え方

流通市場の活性化に向けた環境整備をはじめ、空き家の解体費用の助成や所有者と 地域ニーズのマッチングによる利活用などにより、空き家等の跡地の活用を促進しま す。

(2) 施策の展開

- ① 流通市場の活性化に向けた環境整備
 - ・所有者等による除却後の土地流通に関する業界団体・事業者等との連携
- ② 空き家の解体費用の助成及び除却した跡地の有効活用 新
- ・管理不全な空き家の解体に要する経費の一部を補助し、住宅新築や地域活性化、 隣地所有者が行う空き家敷地との統合化に活用
- ③空き家利活用ガイドの作成 新
- ④市や地域団体による管理・活用
 - ・行政代執行による除却を行うにあたり、所有者等から寄付等の申し出がある場合、地元自治会等の地域団体の地域ニーズとのマッチング
 - ・所有者等不存在を理由とした略式代執行による除却後、家庭裁判所から選任された相続財産管理人から寄付等の申し出がある場合、地元自治会等の地域団体の地域ニーズとのマッチング

5 管理不全な空家等の対策

(1) 基本的な考え方

特定空家等(空家法第2条第2項及び第14条)及びそのまま放置すれば特定空家となるおそれのある空家等(空家条例第5条))については、次頁の宇部市空き家等対策フローチャート図(3-2)に沿って対応していきます。

宇部市空き家等対策フローチャート 空き家等実態調査・空き家110番窓口への情報提供(空家条例42) 個別調査〔空家法9①・10〕 適切に管理されていない空き家等 所有者等への立入調査事前通知 そのまま放置すれば特定空家等 〔空家法9③〕 となるおそれのある空き家等 立入調査 (空家法92) I-2 助言又は指導 [空家条例5] 特定空家等判断基準に基づく評価作業 特定空家等と認められる 空き家等 宇部市空家等対策協議会の意見聴取 I-1 助言・指導〔空家法14①〕 宇部市空家等対策協議会の意見聴取 固定資産税等の住宅用地特例 Ⅱ 勧告〔空家法14②〕 の除外〔空家法15亿〕 地域ニーズとの IV 命令・公示〔空家法14③⑪⑫〕 所有者等からの マッチング 寄付等の申し出 宇部市空家等対策協議会の意見聴取 ---→ 市や地域団体による管理・活用 VII 行政代執行〔空家法149⑩〕

図(3-2) 宇部市空き家等対策フローチャート

(2) 特定空家等の判断基準

① 特定空家等の定義

特定空家等は、空家法第2条第2項に次のように規定されています。

(定義)

第2条 略

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

その他、国が示した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために 必要な指針(ガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)の別紙1から別紙4に 判断に際して参考となる基準が記載されています。

② 本市における特定空家等であるか否かの判断

情報提供等があった空き家等に対して、空家条例に基づき外観調査を行います。その際に、特定空家等と認める可能性がある場合は、空家法第9条第3項による通知のうえ、同条第2項による立入調査を行い、特定空家等であるか否かの判断を行います。

特定空家等であるか否かの判断に際しては、空家法の定義やガイドライン、協議会の協議を経て定めた宇部市特定空家等判定調査票に基づき判断します。

なお、判断基準の変更が必要となった場合は、再度協議会での協議を経て変更します。

(3) 特定空家等に対する措置のながれ

措置の手順については、空家法第 14 条の規定に基づき、24 頁の図 (3-2) のフローチャートに沿って「助言又は指導」、「勧告」、「命令」の順に実施します。

- ア 「助言又は指導」及び「勧告」は所有者全員に対して、「命令」は正当な理由がなく 「勧告」に係る措置を取らない所有者等に対して行い、所有者等の意思により改善を 促します。
- イ 「勧告」以降の措置については、協議会で措置の内容等を検討します。なお、1月 1日までに勧告を受けた特定空家等は、翌年度から住宅用地特例の対象から除外しま す。
- ウ 「命令」を行った場合は、第三者への不測の損害を未然に防ぐため、現地に標識を 設置するとともに、市広報やホームページ等で命令内容を公示します。
- エ 「命令」を受けた者が履行しないとき、履行が不十分なとき又は定めた期限までに 履行完了の見込みがないときは、代執行を行うことの妥当性について協議会の意見を 聴いた上で、「代執行」を行います。また、「命令」する相手が判明しない場合は「略 式代執行」を行います。

6 空家等対策の施策まとめ及び行動計画

対策の 方向性	施策	施策の展開	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
情報収集		実態調査の実施					←
	リーダベースの登開	データベースの整備	(研究)	-			
		地域や専門家団体等と連携した高齢者世帯への 啓発	-				
		終活サポートの機会を活用した出前講座の実施	-				
		空き家発生時の早期の情報共有(自治会等との 連携)	•				
		住宅の耐震化に向けた支援	-				
	空家等の予防対策の促進	不動産の相続や権利に関するセミナー、相談会 の開催					>
発生抑制		民間事業者と連携した空き家等管理の推進	-				-
		相続登記の推進	-				
		空き家等所有者のニーズ調査の実施	-				
		リーフレットや冊子を活用した意識啓発	-				
	普及啓発	固定資産税等の納税通知書の送付に併せた空き 家等関連情報の発信	-				
		相続における税控除や住宅耐震化に係る支援制 度の情報発信	•				
	住宅の流通促進	中古住宅市場の活性化に向けた環境整備	-				
適切な管		0円物件サイトの情報提供					
理・流通		地域課題やニーズに応じた空き家の利活用	-				
		空家等の流通促進を目的とするプラットホーム の構築	-				
		流通市場の活性化に向けた環境整備	-				
利 古用	空き家等の跡地の活用	空き家の解体費用の助成及び除却した跡地の有 効活用					
	促進	空き家利活用ガイドの作成					
		市や地域団体による管理・活用	•				-
管理不全な 空き家等の 対策	空家法に基づく措置	特定空家等について、指導・助言、勧告、命 令、行政代執行と法令に基づく措置	•				

第5章 実施体制

1 実施体制

(1) 宇部市空家等対策協議会

法第7条第1項に規定する空家等対策協議会として、条例第7条第1項により、 市の附属機関として、宇部市空家等対策協議会を設置しています。

協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行います。

(2) 宇部市空家等対策委員会

空家等に関する対策を推進するため、関係する部署によって宇部市空家等対策委 員会を設置しています。また、下部組織として幹事会を設置しています。

委員会は、空家等に関する対応又は措置に関する協議や空家等対策の推進に関することを、幹事会は、委員会が必要と認める事項の調査検討を行います。

(3) 空き家対策総合相談窓口(空き家110番)

空き家に関する多岐多様な相談に対応する総合相談窓口(空き家110番)を都 市政策部住宅政策課及び市内24地区のふれあいセンターに設置し、空き家の情報収 集や情報発信により迅速かつ適切に対応します。

2 関係部署・機関

(1) 関係部署

実施内容	担当部署	
空き家対策全般に関すること	都市政策部 住宅政策課	
上さ 水 刈 水 土 	TEL:0836-34-8252	
空き家の適正管理に関すること		
・衛生上の適正管理に関すること	都市政策部 住宅政策課	
	TEL:0836-34-8252	
・防犯上の適正管理に関すること	市民環境部 市民活動課	
別加工の適工自在に関すること	TEL:0836-34-8235	
空き家の発生予防に関すること		
・発生予防に関する周知・啓発に関すること	都市政策部 住宅政策課	
光生子別に関する同和・召光に関すること	TEL:0836-34-8252	
・木造住宅の無料耐震診断	都市政策部 住宅政策課	
・木造住宅の耐震改修工事費用の助成	TEL:0836-34-8252	

・住宅のリフォーム助成	
・木造住宅の除却補助	
空き家の利活用に関すること	
・空き家解体費用の補助	都市政策部 住宅政策課
・空き家セミナーの開催	TEL:0836-34-8252
・住宅情報バンク	うべ移住・定住サポートセンター
・お試し居住	(総合政策部 移住定住推進課内)
・宇部市UIJターン奨励助成金	TEL:0836-34-8480
・中心市街地空き家リフォーム費補助	都市政策部 中心市街地活性化推進
・中心市街地空き家リセット・活用費補助	課
・中心市街地建物リノベーション改修費等補助	TEL:0836-34-8468
・空き家の利活用で地域活性化	市民環境部 市民活動課
	TEL:0836-34-8235
空き家等の課税に関すること	総務部 資産税課
上さ外寺の味気に関りること	TEL:0836-34-8195

(2) 関係機関

相談内容	設置者	
土地・建物の相続登記、成年後見、相続財産管理	山口県司法書士会	
人、家族信託に関すること	TEL:083-924-5220	
	全日本不動産協会山口県本部	
土地・建物の売買、賃貸等、管理又は有効利用に	TEL:083-974-2103	
関すること	山口県宅建協会宇部支部	
	TEL:0836-32-8188	
土地・建物の表示に関する登記、境界の調査・確	山口県土地家屋調査士会	
認に関すること	TEL:083-922-5975	
登記に関する相談	山口地方法務局宇部支局	
登記に関する作政	TEL:0836-21-7211	

(3) 空家等の流通促進を目的とするプラットホームの構築(再掲)

流通困難な空き家の流通促進を図るため、不動産、建築、法律、金融などの専門 家による「プラットホーム」の構築を進めていきます。

第6章 その他

1 空家等対策計画の成果指標

本計画の達成度を図るため成果指標を設定します。

(1) 一戸建て空き家のうち、「賃貸・売却用」等以外の「その他の空き家」数空き家は今後も増えていくことが予想される中、本計画に基づく対策を総合的かつ計画的に推進することで、総務省が実施する住宅・土地統計調査の一戸建て空き家のうち、賃貸・売却用等以外の「その他の空き家」数を増やさず、現状維持に努めます。

【指標】住宅・土地統計調査における一戸建て空き家のうち、「賃貸・売却用」等以外				
の「その他の空き家※」数 令和7年度	現状維持			
(現状) 平成 30 年	令和7年度			
2,277 戸	2, 277 戸			

^{※「}その他の空き家」 賃貸・売却用等以外で長期にわたって人が居住していない住宅等

(2) 適切な管理がされていない空家等の改善率

空家等の増加に伴い、適切な管理がされていない空家等の増加も見込まれますが、 適正な管理・流通や利活用促進に関する施策に取り組むことで、令和7年度に改善 率を50%に上げることを目標とします。

【指標】適切な管理	7年度) 50%	
(現 状)	平成 27 年~令和元年度の累計件数	改善率
苦情·相談件数	454 件	20 59/
うち改善件数	134 件	29. 5%

※適切な管理がされていない空家等とは、苦情及び相談により把握した空家等のうち、 建物の老朽化や雑草の繁茂などにより、地域住民の生活に影響を及ぼしており、空家法 に基づき行政が改善に向け対応するもの。

改善率=延べ改善件数/延べ苦情・相談対応件数

2 計画の検証と見直し

(1) 計画期間による見直しの時期

第1章 計画期間に記載のとおり、本計画の指標である住宅・土地統計調査は、令和5年に実施され、令和6年度に結果が公表される予定であることから、令和7年度に本計画の検証と見直しを行います。

(2) 随時の見直し

計画期間中であっても、法令や国の補助制度等の改正や社会情勢の変化等に合わせ、随時必要な見直しを行います。

(3) 宇部市空家等対策協議会の関わり

本計画を変更する際は、変更に関する協議を協議会において行ったうえで変更します。

(4) 公表

空家等対策計画を策定又は変更したときは、空家法第6条第3項に基づき、市ウェブサイトに掲載することなどにより公表します。

参考資料

○本市の空家等対策計画に係る施策一覧

本市の空家等対策計画に係る施策一覧

护放中 业	本坐の恒田	空き家等対	家等対策の	兼の視点	
施策事業	事業の概要	発生抑制	適正管理	利活用	
木造住宅の無料耐震診断	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基				
	準で着工された居住中の一戸建て木造				
	住宅の耐震診断を実施。				
	内容:耐震診断員を派遣する。				
木造住宅耐震改修工事費	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基				
用助成	準で着工された耐震性のない居住中の				
	一戸建て木造住宅について、耐震改修に				
	必要な工事費用の一部を補助する。				
	補助金額:工事費の5分の4(上限 100				
	万円)				
住宅のリフォーム助成	健康・省エネ住宅の普及促進を図るた				
	め、住宅リフォーム工事費の一部を助成				
	する。	0			
	助成金額:工事費の 10 分の 1 (上限 10				
	万円)				
木造住宅の除却補助	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基				
	準で着工された耐震性のない居住中の				
	一戸建て木造住宅の除却工事費用の一				
	部を補助する。				
	補助金額:除却工事費の23%(上限50万				
	円)				
空き家対策セミナー開催	空き家の有効活用について、市民ととも				
	に考えるセミナーを開催。	0	0		
	空き家対策セミナー、個別相談会				
出前講座開催	終活を考える出前講座を開催し、空き家				
	の未然発生防止と適正管理を周知する。	0	0		
民間事業者との連携によ	空き家・空き地の適正管理について、				
る空き家等の見守り・管	所有者に指導助言書を送付する際に、		0		
理の推進	空き家等の見守り・管理を行っている	O			
	民間事業者の情報を提供する。				

11- htt -t- 216	施策事業事業の概要		空き家等対策の視点			
施汞事業 			適正管理	利活用		
特定空家等の認定・除却	調査や評価作業、空家等対策協議会の意					
	見聴取を行った後、特定空家等に認定し					
	た空き家等の所有者に改善を促し、従わ		0			
	ない場合に所定の手続きを経て、空き家					
	等の除却を行う。					
空き家所有者等への普及	空き家の所有者等に対し、固定資産税等					
啓発	の納税通知書送付時に「お知らせ文」を					
	同封し、適正管理及び利活用の普及啓発		O	O		
	を図る。					
お試し居住	本市への移住をお考えの方に、一定期間					
	「うべ暮らし」をお試しいただく、お試			\circ		
	し居住を実施する。					
宇部市 UIJ ターン奨励助	本市への移住を促進するため、市外から					
成金	市内への転入の際に必要な経費の一部を					
	助成する。					
	① 引越助成金:引越業者に支払った費					
	用の2分の1(上限5万円)					
	② 仲介手数料助成金:宅建業者に支払			\circ		
	った仲介手数料の2分の1(上限3					
	万5千円)					
	③ 中古住宅購入助成金:不動産所有者					
	に支払った中古住宅購入費用(基準					
	額 20 万円)					
住宅情報バンク	空き家の所有者の方が住宅情報バンクへ					
	登録をされた物件や宅地建物取引業者が					
	取り扱っている物件を、ホームページ等			\circ		
	に掲載し、住宅を探している方に情報提					
	供する。					
共創のまちづくり推進事	地域活性化のための空き家の活用方法を					
業助成金(令和3年度事	公募し、優れた提案に対し、施設改修等					
業休止)	に必要な費用の一部に助成金を交付す					
	వ .			O		
	助成金額:助成対象工事等に必要な費用					
	の2分の1(上限150万円)					

施策事業	事業の概要	空き家等対策の視点		
		発生抑制	適正管理	利活用
中心市街地空き家リセッ	中心市街地内で、所有する空き家の解体			
ト・活用費補助	後、同一敷地内に新たに住宅を建設する			
	方に、空き家の解体経費の一部を補助す			
	る。			
	補助金額:空き家の解体に要する経費の			
	3分の1 (上限 50 万円)			
空き家解体費用補助	宇部市立地適正化計画に定める居住誘導			
	区域内において、管理不全な空き家の解			
	体に要する経費の一部を補助する。			
	① 地域活性化事業:空き家の解体に要			0
	する経費の2分の1(上限 50 万円)			
	② 住宅新築事業:空き家の解体に要す			
	る経費の3分の1(上限 30 万円)			
空き家流通促進プラット	流通困難な空き家の流通促進を図るた			
ホームの構築	め、専門家によるプラットホームの構築			0
	を検討する。			